

## 柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について(H19.8.7 原子力委員会見解)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1)	現場の調査の進展により得られた新しい事実を公表する際には、事業者は、国民にそれが迅速かつ正確に伝達されるようにすること。また、原子力安全・保安院は、その評価を行い、国民に分かりやすい形で公表すること。海外においてもこの出来事に対する注目度が高くなっていることを踏まえて、原子力安全・保安院及び事業者は、それぞれの役割に応じて、国際社会に対しても国内への通報から遅れることなく適切な情報発信を行うこと。	外務省	外務省は、在外公館を通じて迅速、正確かつ確実に各国政府及び関連の国際機関に情報を伝達し、相手国・機関の正確な理解を促進している。
(2)	原子力安全・保安院は、IAEA(国際原子力機関)の調査には全面的に協力するとともに、その後においても国際会議等を主催するなどして、今回の地震による影響に係る知見や経験の国際社会との共有に努めること。		
(3)	既設の原子力施設の周辺地域に住む人々はその施設の耐震安全性に強い関心を有しているので、事業者は新しい耐震設計審査指針に基づく耐震安全性の確認(バックチェック)をできる限り迅速に実施すること。その際には、安全性を判断する上で重要な情報が得られる取組を優先して実施するよう最大限努力し、その結果を速やかに公表すること。また、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、バックチェックの妥当性を確認し、国民、特に立地地域住民に適切に説明すること。	内閣府 (原安委)	<p>既設の原子力施設の耐震安全性の確認(バックチェック)については、本年3月末までに事業者から原子力安全・保安院に中間報告等が提出されたところであり、また、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所については、中越沖地震時に取得された地震観測データの分析及び基準地震動について事業者から原子力安全・保安院に報告がなされている。これらの内容について、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院から説明を受け、その後、事業者から報告内容についての説明を受けている。これらを踏まえ、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院に対し、中間報告等の確認において考慮すべき事項を5月16日に指摘し、新潟県中越沖地震を踏まえ必要な検討を行うことを5月22日及び6月16日に要請したところである。</p> <p>原子力安全委員会では、原子力安全・保安院が行った確認結果を厳格に確認するため、平成19年7月に「耐震安全性に関する調査プロジェクトチーム」を設置し検討を進めてきたが、新潟県中越沖地震発生後、耐震安全性に係る検討事項が多岐にわたってきたことを踏まえ、平成19年12月に「耐震安全性評価特別委員会」を設置し、さらにその下に評価・検討委員会及びWGを設置する等、調査審議体制を強化している。</p> <p>バックチェックに関する確認状況については、耐震安全性評価特別委員会等を公開に</p>

柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について (H19.8.7 原子力委員会見解)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>で開催するとともに、随時ホームページ等にて公表している他、平成20年2月には耐震安全性評価特別委員会施設健全性評価委員会を柏崎市で開催する等、立地地域においても透明性の確保に努めている。</p>
(4)	<p>原子力施設が実際に大きな地震動を経験した際に事業者が原子力施設の安全確保、立地地域社会との役割分担と連携、広報等の所要の分野において採るべき対応を、厚い守りの観点から検討し、地震時対応マニュアルとして整備し、訓練等を通じてこれが確実に機能するようにすること。</p>	/	/
(5)	<p>原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、安全規制に対する信頼性が損なわれることがないように、内外の運転経験や地震学、原子力学、産業安全学等の学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できないものが見出された場合には、これの影響を小さくするように、規制基準等への反映を速やかに行う必要があると考えます。このため、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院においては、こうした対応、すなわち、行政のリスク管理活動が確実に実施されるよう、必要な措置を講じること。</p>	<p>内閣府 (原安委)</p>	<p>原子力安全委員会では、委託調査等により、常に最新の科学技術的知見の収集に努めるとともに、専門部会等の場において、必要に応じ外部有識者に参画頂くなど、最新の科学的知見に絶えず注目し、安全審査指針等への反映に向けた調査審議を実施している。新潟県中越沖地震の影響についても、同地震により柏崎刈羽原子力発電所において発生した火災を踏まえ、平成19年12月に火災防護審査指針を改訂した。また、平成19年9月に改訂した耐震設計審査指針の運用解釈を明確化するため、最新の科学的知見を反映した活断層等の調査・認定の方法等を示すために、平成20年6月に活断層等に関する安全審査の手引きを策定するなど、耐震安全に関しては、予断を持たず、科学的知見や事実に基づき判断することが重要との観点から、必要な措置を講じてきている。</p>
(6)	<p>原子力発電は電力の安定供給に資することが期待されるものであることから、安定供給の確かさを確実にする観点から、事業者は、原子力発電事業に不測の事態が発生する可能性をできる限り低くするために、内外の運転経験や学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できない知見等が見出された場合には、これの影響を小さくするための施設や設備の改修等を速やかに行うべきです。このため、事業者においては、同型式の施設の存在数や施設の集積度が増大すると共通原因故障によって供給安定性への影響が増</p>	/	/

## 柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について (H19.8.7 原子力委員会見解)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	大することも考慮に入れ、こうした対応、すなわち、事業リスク管理活動が確実に実施されるよう、経営組織の改善や定期安全レビューの内容の充実等を図ること。		